

令和5年度第2回江東区環境審議会会議録

1 日 時 令和5年9月26日(火) 午後2時00分 開会
午後3時16分 閉会

2 場 所 江東区役所7階 71・72会議室

3 出席者 < >は欠席

- (1) 会 長 柳 憲一郎(明治大学名誉教授)
副会長 長谷川 猛(元東京都環境局理事)
委 員 < 芦 谷 典 子(東洋大学教授) >
奥 真 美(東京都立大学教授)
< 村 上 公 哉(芝浦工業大学教授) >
市 川 英 治(東京商工会議所江東支部副会長)
伊 藤 あすか(東京ガスネットワーク株式会社東京東支店支店長)
澤 田 大 輝(東京電力パワーグリッド株式会社江東支社支社長)
田 中 真 司(区民公募委員)
新井田 有 慶(区民公募委員)
石 原 和 哉(区民委員・江東区立中学校PTA連合会長)
中 嶋 雅 樹(区議会・区民環境委員会委員長)
高 村 きよみ(区議会・区民環境委員会副委員長)
- (2) 幹 事 池 田 良 計(環境清掃部長)
西 谷 淳(環境清掃部温暖化対策課長)
佐 藤 生 男(環境清掃部環境保全課長)
瀧 澤 慎(環境清掃部清掃リサイクル課長)
瀧 川 久 輝(環境清掃部清掃事務所長)

4 議 題
審 議

- (1) ゼロカーボンシティ江東区実現プランの策定について
(2) 令和4年度「江東区の環境白書」(案)～江東区環境基本計画令和4年度実績報告～
(3) 「都市高速鉄道第8号豊洲～住吉間建設事業」に係る環境影響評価書案に対する区長意見について
(4) 第16回江東区環境フェアの開催結果について

- (5) 「ゼロカーボンシティ江東区」の実現に向けた包括連携協定の締結について
- (6) 食品ロス削減の進捗状況について

配付資料

- 資料1 江東区環境審議会委員名簿
- 資料2-1 ゼロカーボンシティ江東区実現プラン素案について
- 資料2-2 ゼロカーボンシティ江東区実現プラン素案
- 資料3-1 江東区環境基本計画 令和4年度実績報告(案)
- 資料3-2 江東区の環境白書
- 資料4 「都市高速鉄道第8号豊洲～住吉間建設事業」に係る環境影響評価書案に対する区長意見について
- 資料5 第16回江東区環境フェアの開催結果について
- 資料6 「ゼロカーボンシティ江東区」の実現に向けた包括連携協定の締結について
- 資料7 食品ロス削減の進捗状況について
- 資料8 令和5年度第1回江東区環境審議会会議録(案)

◎開会

1 環境清掃部長 定刻になりましたので、会議を開催させていただきたいと思います。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、ただいまより令和5年度第2回環境審議会を開催いたします。本日も委員の皆様におかれましては、御審議のほどよろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、着座にて失礼させていただきます。

それでは初めに、委員の出欠状況等につきまして事務局から報告いたします。

2 温暖化対策課長 本日の委員の出欠状況でございます。芦谷委員、村上委員より御欠席の御連絡をいただいております。出席は11名となっております。したがって、全委員の半数以上が出席しておりますので、審議会開催定足数を満たしていることを御報告いたします。

次に、本日1名の方より傍聴したい旨の申出がございました。これから傍聴者の方に御入室いただきます。

続きまして、本日の資料につきましては、次第に記載のとおりでございます。お手元に資料がない方につきましては、事務局までお声がけをお願いいたします。

また、本日机上には、議題の5、包括連携協定が掲載されましたガスエネルギー新聞、ちょうど付箋のところが記事となっております。このガスエネルギー新聞と、また、本区では10月から始まります製品プラスチック回収に伴うチラシにつきまして、参考に配付をさせていただいておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

よろしくをお願いいたします。事務局からは、以上でございます。

3 環境清掃部長 それでは次に、新たな委員の就任についてでございます。事業者代表委員から選出の中島宏幸委員が異動のため本審議会委員を辞任されまして、新たに東京電力パワーグリッド株式会社江東支社長の澤田大輝委員に7月1日付で御就任いただきました。それでは、恐れ入りますが、新たに就任されました澤田委員に御挨拶いただければと思います。よろしく申し上げます。

4 澤田委員 はじめまして。7月1日より中島の後任になりまして着任しております澤田と申します。いろいろと今までも部会で議論させていただいております。皆様のお役に立てるように努力してまいりたいというふうに思っています。よろしく申し上げます。

5 環境清掃部長 ありがとうございます。

それでは、これより本日の議事に入りたいと思います。それでは、柳会長、よろしく申し上げます。

6 柳会長 承知いたしました。それでは、議事にしたがって進めてまいりたいと思います。

最初に、議事に先立ちまして前回の令和5年度第1回環境審議会の会議録の承認について確認させていただきます。資料の8を御覧ください。この会議録につきましては、正式に御承認をいただき、一般の公開と区のホームページへ掲載を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(一同了承)

7 柳会長 ありがとうございます。それでは、第1回の会議録は、御承認いただいたということで公開させていただきます。

それでは、議事に入ります。

議事の1、ゼロカーボンシティ江東区実現プランの策定についてです。こちらは、第1回審議会において木村区長より諮問があり、江東区環境基本条例施行規則の第7条に基づいて専門委員会を設置し、同規則第8条に基づき区の職員を加えた部会での御審議をお願いしてまいりました。そこでの審議結果が、プラン素案として回答がありましたので、本日報告していただくものであります。

策定委員会の委員長の長谷川副会長、策定委員会及び部会委員の村上委員、伊藤委員、澤田委員、石原委員、田中委員につきましては、短期間で御審議いただきましたけれども、どうもありがとうございました。

それでは、プランの素案について事務局から説明をお願いいたします。

8 温暖化対策課長 それでは、ゼロカーボンシティ江東区実現プラン素案について御説明させていただきます。

まず初めに、この度のプラン素案の取りまとめに当たりまして、短い期間で御審議いただきました専門委員会及び部会の長谷川委員長、村上委員、伊藤委員、澤田委員、田中委員、石原委員に御礼申し上げます。ありがとうございました。

本日の資料2-1はプラン素案の概要をまとめたもの、資料2-2は素案本体となっております。これから資料2を中心に説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それではまず、項番の1、概要でございます。本プランは、ゼロカーボンシティ江東区の実現に向け具体的な施策及びロードマップを示す「ゼロカーボンシティ江東区実現プラン」を来年3月に向け策定するものでございます。6月に区長の附属機関である本審議会に本プラン策定の諮問があり、専門委員会、部会を設置し、審議会委員、区管理職をメンバーに6月から8月に集中審議を行い、素案を取りまとめました。素案の審議に当たっては、庁内の各部署からも意見集約を行ってございます。今回のプラン素案は、専門委員会での審議結果が素案としてまとめられたもので、審議会会長に回答があったものでございます。

次に、プラン素案の概要でございます。

まず、(1)プランの位置づけは、現在の環境基本計画に包含をされておりますKOTO低炭素プランを前倒しで改定するもので、温対法に基づき策定が義務づけられております、

地方公共団体実行計画（区域施策編）ともなっております。

（２）のプランの期間は、世界的な目標である２０５０年のゼロカーボンの実現を見据え、国や東京都と同様に令和１２年、２０３０年度までのＣＯ_２排出量の削減目標を設定するため、計画期間は令和６年、２０２４年度から令和１２年、２０３０年度までの７年間としてございます。

（３）ＣＯ_２排出量の削減目標は、本プランの大きな要素となりますが、長期的な目標は、２０５０年ゼロカーボンの達成。それに向けた中期目標は、２０３０年度ＣＯ_２排出量を２０１３年度比で５０％削減といたしました。なお、これは現行のKOTO低炭素プランにおけますＣＯ_２排出量削減目標２０１３年度比３７．６％削減を大きく引き上げ、国や東京都と同程度に設定をしたものとなっております。

次に項番の３、プラン素案の構成でございます。第１章では、ゼロカーボンシティ江東区実現プランの基本的事項、こちらはプラン素案の１ページから１３ページとなっておりますが、プラン策定の目的や位置づけ、地球温暖化の現状や世界的な動向、国や都の動向を記載してございます。

次に、第２章では、江東区の特徴として素案では１４ページから２２ページに、第３章では江東区の現状と課題としまして素案の２３ページから３２ページに、ＣＯ_２排出量に関する江東区の現状と課題を記載してございます。

第４章では、目指すべき姿とプランの目標として素案の３４ページから３７ページに目標を定め、今後２０５０年のゼロカーボンシティ江東区の姿のイメージを見せていく予定ですが、現在は下絵のままで、今後書き込んでいくものとなっております。

第５章では、目標達成のための取組として素案の３９ページから７１ページに、また、第６章では、プランの推進、進捗管理を７２ページからといった構成としてございます。

資料の２ページをお願いいたします。項番４の施策体系でございます。先ほどの第５章のゼロカーボンの目標達成に向けた取組では、記載の７つの柱に大きく分類し、各柱の方向性と主な取組、各柱の指標を設定し、２０５０年のゼロカーボンシティ実現に向け取り組んでまいります。

区の各所管において脱炭素に向けた施策や取組を加速していくほか、温暖化対策課においても区民や事業者、区施設への再生可能エネルギーや省エネ設備の導入、ＥＶカーやＥＶ充電器拡充に向けた取組などを強化させていく予定でございます。

また、本年７月には、東京ガスさんとゼロカーボンに向けた包括連携協定を締結し、今後連携した取組を検討していく予定でございます。

また、柱の７では公共施設における脱炭素として、区役所における脱炭素化の率先行動に取り組んでいくため、区内でも大規模な事業者としての区役所が、率先して建物の再エネや省エネの推進などの取組を加速していくこととしてございます。

また、ゼロカーボンシティの実現に向けては、現在東京２３区の特別区全体での共同宣言の動きが進んでございます。ゼロカーボンの実現は、江東区のみで達成できるものでは

なく、区民の方、事業者の方、関係機関の方たちと連携しておののが主体的に取り組む必要があり、これらの取組を加速させるため、今後も様々な具体的な施策を検討していく予定でございます。

そのほかプラン素案の詳細につきましては、資料2ー2ゼロカーボンシティ江東区実現プラン素案本体を御確認いただければと思います。

最後に、5の今後の策定スケジュールについてでございます。本素案は、本日御審議いただき、10月10日開催の区議会区民環境委員会に報告後、パブリックコメントを実施いたします。次回12月に開催いたします第3回環境審議会では、パブコメの対応及び本日の議論も踏まえた修正案を御審議いただき、プラン（案）を策定していく予定でございます。年明け2月の第4回環境審議会では、ゼロカーボンシティ江東区実現プラン（案）につきまして江東区長に答申をいただき、議会にも報告後、3月中にプラン策定を進めてまいる予定でございます。よろしく願いをいたします。

説明は、以上でございます。

9 柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのゼロカーボンシティ江東区実現プラン（案）についての何か説明について、御意見、御質問があればお願いいたします。

新井田委員、どうぞ。

10 新井田委員 新井田でございます、よろしくお願いいたします。

取りまとめいろいろ御苦労さまでした。分かりやすい文章になっているかと思います。

少し、基礎的なことを教えていただきたいことがあるのですが、本文のほうの24ページ、この丸い円グラフがあるかと思います。これで業務部門というのが、1,339千t-CO₂です。51%を占めているということでございます。家庭部門が25%。特にやっぱりこの業務というのが半分以上を占めているということで、これの内容というのは、大まかにでも結構ですけれども、つかんでおりますでしょうか。

11 温暖化対策課長 ありがとうございます。

こちらの業務部門につきましては、1個前のページ、23ページの下段に表を記載させていただいておりますが、こちらCO₂関係の国の項目ごとに分ける統一的な分け方になっておりまして、この民生部門の中の業務部門におけます事業所ビル、商業サービス業務の施設におけるエネルギー消費に伴う排出ということで、こちらから報告されている数値をまとめたものとなっております、いわゆる商業ビルであったり事務所ビルであったりというようなところから出ているCO₂です。

12 新井田委員 これはそうしますと、今回の大事な施策に当たりますほうに反映されて、中身が具体的に反映されている？ 40ページ、41ページの中に落とし込んでいるという考えでよろしいでしょうか。

13 温暖化対策課長 はい、まず、事業者の方に対しては、まず、国が、まず、筆頭に対策を取り組んでおり、報告等も義務づけているところでございますが、江東区としても

国や東京都と連携をしまして、事業所からのCO₂排出については、削減できるように取り組んでいただくことであったり、また、地球温暖化防止設備につきましても、一部の設備ではございますが、江東区においても助成をして、そういった設備の導入の推進を図っているところでございます。

ただ、ちょっと柱ごとにばらけて入っているものはございますが、やはり江東区、業務部門の排出量が多いというのが特徴となっておりますので、引き続き国や都と連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

14新井田委員 一段とこれをやらないといけないということになりますね。それが、具体的にこっちのプランに入っているのかというのがいかがか。例えば住宅のZEHとかゼロエネルギーとか、こういうのをやっってくださいということで補助金等の助成をするのでしょけれども、それだけで済むのかとか、その辺はいかがでございますか。

15温暖化対策課長 設備助成について江東区がやっているもので大幅にCO₂は下がるものではないんですが、これから国におきましても、かなり事業所等に向けましては、CO₂排出削減に向けた取組を求めている中で、江東区としてもそういった後押しするような形で取り組んでいただくようにやっていきたいとは思っているんですが、じゃ、江東区は何をといたら設備助成的なものになって、大きな考えとしては、国や都と連携して業務部門からの排出を抑えていきたいというようなところでございます。

16新井田委員 ありがとうございます。

次に、この28ページの187事業所というのがあると思うのですが、これは、目的とする事業所でございますね。要するにここと何か連携しないとCO₂を低減するという目標に対しては、なかなか難しいということになるのではないかと。どういうふうに考えればよろしいでしょうか。

17温暖化対策課長 おっしゃるとおり業務部門を削減することが、江東区にとってはやはり一番大きな課題の1つではございます。ただ、江東区からこちらの業務部門の会社の方に言っていくというよりも、やはり国や東京都のほうを求めていく中で江東区としてもそれを後押しするなり、取り組まれてないようであれば、国や東京都と連携しながらお願いをしていくような形になるかと思えます。

18新井田委員 もう一点、すみません。40ページ、41ページですけれども、その柱になるのが、例えば上段から2行目の柱の2ですか。これ建築物における脱炭素化というのがあるかと思えますけれども、日本語でいうと建築物という物のように聞こえるのです、そのように見える、そのように読み取れるのですけれども、やはり人がいて物というか建物があったりして、やっぱり事業者だとかそういう人の毎日の営みとかそういうものにいろいろ努力していかないと脱炭素に結びついていかないのではないかと。どちらかというと住宅、事業所における「各柱の方向性」の欄にあるほうが、より分かりやすいと思うのです。だから、「プランの柱」での記載と反対にして記載してもよろしいのではないかと、私は個人的に思ったところですが、いかがでしょうか。

19温暖化対策課長 そうですね、そういった考え方もございますが、建物そのものこちらZEB化であったり、建物そのもので例えば窓を高断熱窓にすると暑い熱が入ってこなかったり寒い熱が入ってこないんで、空調設備から出てくるCO₂が削減できるであったり、高反射塗装の屋根をふくことであまり暑くならないとか、建物そのものの取組についても必要と感じてございまして、こちらの柱を記載させていただいているところです。

また、おっしゃるとおりその中で活動される人の取組については、やはり周知、啓発、区民の方にも対してやっていますし、各会社の中でもまた、取り組んでいただいているものと考えております。

20新井田委員 くどいようですけれども、この「プランの柱」の記載は、建物、建築物とか、建築物そのものに読み取れてしまうのですけれども、やっぱり「等」だとかを入れるような、書き方があると思うのですけれども、この「等」を入れた表題にするということではいかがでしょうか、もう少し文書を考えてほうがいいのかと私は、個人的に思ったところですが、いかがでございますか。

21温暖化対策課長 いろいろこちら柱の名前につきましても、部会の中であったり庁内の中でもいろいろ検討して、こういった形でもうハードそのものの柱ということでこちら書かせていただいております。ただ、「等」を入れたほうがいいのかどうかについては、改めて検討させていただければと思います。

22新井田委員 私からは以上です。

23柳会長 ほかにいかがでしょうか。

奥委員、どうぞ。

24奥委員 ありがとうございます。

7本の柱にぶら下がる取組を分かりやすく体系的に整理されていて、見やすさ、分かりやすさという点では、非常によくできている案だと思います。

ちょっと確認をさせていただきたいといいますが、まず、1つは先ほどの最初の御意見に関連するのですけれども、第5章に掲げられている柱の下で江東区が主体的に行う取組によって実際に2030年までに50%の削減を目指していったときに、そのうちのどれぐらいが区単独の取組で実現できるものなのかというところ、そこが、この資料から明確にはなっていないという印象です。

先ほどのお答えにもありましたように、当然国の施策もあり東京都の施策もあり、それらによってある程度は技術革新が進んだり、もしくは再エネ導入促進が進んだりして50%には近づける部分があつて、あと残りを区単独でやるべきところだということになるんだと思うのですけれども、その辺りの見通しといいますか割合といいますか、その数字的なところが、この資料にはないような気がするのですけれども。

そこを明らかにしていただいた上で、じゃ、区が減らすべき部分についてこれらの取組をすることで果たして十分なのか、積み上げた結果最終的には、国、都、区の取組全体で50%までたどり着けるんだというそういうロードマップを多分これ描こうとしているわ

けですけれども、そこが明確に示されているかというところ、ちょっとそうじゃないのではないかという気がいたしました。まず、そこが気になったというのが、1点です。

そこから分けたほうがいいですか、今の点。ほかにも何点かあるんですけども、会長。

25柳会長 はい。

じゃ、今、御指摘の点について、まず、お答えください。

26温暖化対策課長 はい、ありがとうございます。

まず、江東区独自でどれくらい下げられるかというところなんですけど、これどこの区レベルの自治体でもかなり苦慮しているところで、実際問題区レベルで何%削減というのは、かなり難しいと考えております。例えば素案の38ページ、こちらちょっと見ていただきますと現在国では、2013年度比で46%もしくは50%削減に向けて取り組んでいくこととしてございますが、最新の数値でいきますと現在18.5%までしか下げられてないと。東京都のほうにおいても、2030年度までに50%削減やる中で実際は3.4%しか削減できてないんで、多分これからかなり国や都も加速度的に取り組んでいくものとは考えております。

その中でちょっと目安になるのが、44ページにちょっと記載をさせていただいてあるんですけど、こちら環境省のホームページで出ております江東区内の太陽光発電のポテンシャル、こちら記載がございます。こちら江東区内はほぼオレンジ色になっているようにどこでもポテンシャルがあるんですけど、じゃ、これを全部やっていった場合どれくらい削減できるかというところ、文章の上から4行目の前段にありますけど、大体13%程度の削減。これも江東区内ありとあらゆるところに太陽光をつけたとしてもこれくらいということ、江東区独自でやった部分がこれくらい削減できますというのは、なかなかお出しするのは難しいかと考えておりますが、やはりこれは、国や東京都と同じ目標を持って取り組むべきということで、今回目標値を上げさせていただいております。

27奥委員 今、お答えいただいたように実際に定量的になかなかどの程度江東区だけで削減できるかというのを示すというのが難しいというのは事実で、他の自治体も苦慮しているところなのですが、御参考までに今、大田区でも同じようにプランの策定を進めていまして、ただ、大田区の場合は、できるだけ定量的にそこを示してみようということで、国による削減割合プラス東京都の分で、当然省エネもしますんで、こういった電力需要分をどのように賄うかといったときに、再エネも当然できるだけ区域全域で導入していくということも前提にした上で区として削減できる部分がこの程度というふうに、一応今後の技術革新だとか東京都の施策による効果というものも見込んだ上で残った部分を区というふうに定量的に示す努力はしているところなんです。

なので、それがあった上で、じゃ、こういった具体的な取組というのが、果たしてこれだけでいいのか、より一層何かてこ入れをしなければいけないのかという具体的な見極めにもつながっていくので、すぐにこの段階でそこまでちょっと今、割合を示すというのは難しいかもしれませんが、今回はプランとしてつくったとしても、この先もう少し

区でどこまでやるべきなのかというところの定量的な見極めというのは、ぜひやっていた
だけ必要があるかというふうに思っているところです。

28 温暖化対策課長 ありがとうございます。

実は今、申し上げなかったんですが、一応数字はつくってはございます。例えば再生可
能エネルギーへの転換で江東区の実績として太陽光発電システムの助成をやっていたり、
マンションにおける太陽光システムの導入であったり様々あるんですが、そこで削減でき
るのが、見込みとしては3,585 t-CO₂当たり。建物における脱炭素化の実績の中
では、LED照明の助成であったり高断熱窓の助成であったり様々ありますが、それを足し
上げると1,891 t-CO₂削減できるか。そういった形でちょっと積み上げていくと、
今のところ2万6,081 t-CO₂削減できるのではないかという数字はあるんですが、
ちょっとこちらのロードマップに載せるほどの数字、ちょっといろいろ難しい。ただ、手
持ちとしては持っているんですが、これをやったからじゃ、50%という形には、ちょっ
とならないところで。

29 奥委員 そうなんですよね。なので、さらにやらないといけないということなんで
す、結論としては。だから、ここに書いてあることは十分じゃないということになってしま
うので、50%を目指すにはそこをどうするかという。何かあたかも、ですから、この
資料ですとこれをやれば50%に到達できるかのように受け取られかねないわけですが
でも、それで十分なわけではないということもやっぱりメッセージとしては、しっかり
出す必要があると思うんです。そういう意味で、数字を前面に出すというのはなかなか難
しいにしても、さらにここに書いてあることは、主な取組であって十分な取組というわけ
ではないと、必要十分な取組ではないということなので、さらに何をしていくかというこ
とは、今後またさらに区民、事業者の方とも一緒に考えていく必要があるんですというよ
うなところも、ちゃんとメッセージとしては伝える必要があるかというふうに思いました。
続けてよろしいですか。

30 柳会長 続いてどうぞ。

31 奥委員 いいですか。

温対法が2021年に改正されて、再エネ導入の促進区域に係る規定が設けられたとこ
ろですけれども、建築物省エネ法も、この建築基準法に基づく基準の緩和が今回設けられ
まして、カーポートだとか屋上に太陽光パネルを設置できるような基準の緩和がなされる
ということになったわけですが、その促進区域というのものもあるわけです。

温対法では、実行計画区域施策編をつくる際には、促進区域もできるだけその計画の
中に位置づけてくださいということになっているんですけれども、先ほど申し上げた建築
物省エネ法上の促進区域についても、別にそれは別の計画をつくってもいいんだとは思
いますが、私の考えでは、もう実行計画に促進区域を定めるのであれば、建築物省エネ法
の促進区域ももう一緒に定めちゃったほうがいいというふうな考えを持っているところなん
です。

いずれにしても、そういった法が規定する促進区域をこの計画では今、明確には位置づけていないわけですが、そこについてはどういうふうにお考えになっているのか、ちょっと確認をさせていただきます。

32温暖化対策課長 再エネ促進区域につきましては、東京都の都市整備局が事務局となって、現在都内の62市区町村について説明会をしているところです。ただ、早々に指針を出して、それに基づいて各自治体でつくるところはつくってくださいという形なんです。なかなかその指針がまとまってはいないと。本来であれば東京都は全区域、もう個別にここだけということではなくて全エリアという話なんで、東京都でもう全体をつくっていただくこともありだとは思いますが、今のところ62市区町村それぞれでということで、説明会まではやっているんですが、なかなかその後これでどうぞという形で指針までは、まだできてないところです。ただ、東京都としては、来年4月から始めてほしいという形で各自治体に説明会が、今年度になってから始まっているところでございます。

江東区におきましても、温暖化対策課と都市整備部のほうで連携しながら、説明会聞きながら、ちょっと今後どうしていこうかいうところで、ちょっとまだこちらのゼロカーボンシティ江東区実現プランに盛り込めるほどの内容までは、まだ下りてきてないところです。

33奥委員 分かりました。東京都と密にやり取りされているというのは、都内自治体、ほかの自治体も同じ話を聞いていまして分かってはいるんですけども、ただ、そんなに東京都の指示を待つ必要もないのかという気もしていまして、つまり、公共施設なんかは、もう公共施設を促進区域で指定している例もあるんです。もしくは、市街化区域については、もう太陽光発電については促進区域にしますというふうに指定しているような例が、全国そんなに多くはないですけども、そういう例もあるので、その辺はもう区独自に判断できるところだというふうにも思っています。

いずれにしても、東京都と密にやり取りされるのはいいんですけども、あんまりその指示を待ってみたいなことやっていても、東京都はただ多分投げるだけなので、公共施設も促進区域にしちゃえばいいんじゃないですかと。もうそういう内容が入っているわけですから、ここに。ただ促進区域と言うか言わないかだけの話なんですけれども、というふうにこれ意見なので、別にぜひそうしないといけないというわけではないですが、御参考までに。

34柳会長 奥委員にちょっと質問していいですか。

温対法上の促進区域になったときのメリットですか、それをちょっと説明していただけますか。

35奥委員 温対法上の促進区域は、これ先ほど東京都が定めてくれればよいというお話もありましたけれども、これ基礎自治体が自身の実行計画の中に定めて、そうしますとそこに地域脱炭素化促進事業というものを、例えば事業者がそういういわゆる簡単に言うと再エネ事業ですけれども、再エネ設備の導入事業ですが、それを事業者が計画してきて、

その計画を認定してもらおうということになるんですが、認定権限は区に、基礎自治体にあるわけなんです。

なので、都に権限があるわけではないので、促進区域を区が定めれば、そこにそういった事業を誘導して、その認定権限というものも区が持って、いわゆるワンストップ化なんというふうに言っていますけれども、全て必要な手続は区のほうでやるということになるわけなので、ちょっと事務量も増えるかもしれませんし体制の整備ももちろん必要になるんですが、そういった認定権限がついてくるといことがありますが、法律上。

36柳会長 認定されると区が、環境省がやっている脱炭素化の様々な事業に応募してお金をもらえるということもあるということなんでしょうか。

37奥委員 区が認定した事業があるからといって、すぐに国の補助が取れるかどうか、脱炭素化促進地域として認定されるかということ、ちょっと今かなりハードルが上がっているので、そのためには、多分複数の主体が連携してそれなりに面的な広がりのある地域脱炭素化促進事業をしっかりと計画の中にも位置づけないと、国のモデル事業としての認定というのは難しいかもしれません。難しいと思います、今の段階では。

38柳会長 でも、基本的には認定ありきですね。認定がなければ応募もできないということになります。環境省がやっている事業へもアプライができないということですね。

39奥委員 そうですね、それはもうちゃんと計画の中に促進区域もあって、そこにその事業も位置づけてというような、それが別に実行計画区域施策編じゃなくても、それ以外の都市計画関連のマスタープランだとか土地利用関連の計画の中でもいいとは思いますが、しっかりとやっぱり計画に区が落とし込むという作業は、当然必要だと思います。

40柳会長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

じゃ、長谷川副会長、どうぞ。

41長谷川副会長 我々の議論の中でも同じような話が出ました。特に問題になったのは、事業所との関係です。事業所については、国が省エネ法で企業に燃料等の使用実態を報告させています。都も独自に報告制度を設け、燃料使用実態等を把握し、排出量削減指導を行っています。報告制度は、港区など一部の区でも、独自の条例をつくり制度化し、条例に基づき削減指導を行っています。しかし、幾つかの行政機関が重複して調査・指導を行うことは、事業者への負担が大きいので、江東区としては、都や国と連携することにより、事業者に負担をかけない形で対策を推進する、ことを基本としました。

一方、区が中心になって行わなければならない対策としては、マンション等の住宅や、中小企業等における温室効果ガスの削減対策等をまとめ、記載しました。江東区はマンションが多く、新築件数も多数あり、中小企業も多いので、これらを対象とする省エネ対策の推進は効果があると考えます。

この他、区の事業として、公園整備や緑化等を推進することにより、緑化面積の増大や風の道の確保を図り温室効果を軽減するとともに、区庁舎の省エネ化を率先して進めるなど、

総合的な温暖化対策に努めること入れ、計画に入れ計画をまとめました。

42温暖化対策課長 長谷川副会長おっしゃるとおり、そういった形で部会として取りまとめさせていただきました。

43柳会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

田中委員、どうぞ。

44田中委員 田中でございます。

専門部会も参加させていただき、先ほどから短期間でというお話もありまして、非常におまとめになられた事務局の方の御苦労は、お察し申し上げます。ありがとうございます。ちょっと3点ほど確認をさせていただきたいと存じます。

柱の7番に公共施設ということで、66ページにございますが、区民にとって公共施設という対象、経緯でございますが、区が管理、運営をされている施設を指すのか、都ですとか区以外の管理、運営施設を指すのかを1つ教えていただきたいと思います。

45温暖化対策課長 ありがとうございます。

この柱7につきましては、江東区が事業所として取り組むべきところになりますので、区が所有する、また、運営する施設でございますが、国や東京都の施設については、入っていないという考えでございます。

46田中委員 ありがとうございます。

そういたしますと今、議場に配られておりますこの江東区環境基本計画の中、少し古い資料も含めますけれども、まだコロナ前のときに作った資料で、例えばオリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーということで、さんざんいろいろと世間をにぎわせている言葉がありますけれども、102ページから103、4とありますけれども、区内に競技会場が幾つかできますよということで、木材を利用したりとか具体的な施設を申し上げますと、有明アリーナだったり体操競技場だったりとありますけれども、かなりのページを割いておりましてレガシー、レガシーとうたっておりますが、コロナが明けてこういった今日、資料を見ても、一切レガシーという言葉すらもなくなってしまって、とても何をやってたのかというふうに区民としては、とてもちょっと言葉が見つからないんですけれども。

その辺につきましては、区としては、新しくできて実際には競技無観客が多かったんですが、こういったところとの連携なり協力ということでいいますと、この柱の例えば4番に産学官民一体で推進しましょうということになってはいますが、この辺の新しくできた、いわばこれも公共施設だと思うんですけれども、必ずしも区が管理、運営はしてないとも思いますが、この辺、都との産学官民の中に含まれるという理解でよろしいでしょうか。

47温暖化対策課長 ありがとうございます。

東京等の所有する施設につきましても、今後連携するところは連携していくべきということで、ちょっとじゃ、今、何やっているのと言われると、すみません、ちょっと詳しく

い情報は持ってないんですが、やはり東京都であったりも含めて産学官、今後いろいろな取組をする中では、やはり事業者の方であったり東京都であったり区民の方、関係機関の方の御協力を得ないとゼロカーボン実現は難しいと考えておりますので、そういった方も巻き込みながら今後取組を進めていければと考えているところでございます。

48田中委員 ぜひお願いいたします。

最後、70ページと71ページに図表がありますけれども、できましたらもう少し文字を大きくうまく刷れるといいかと思っておりますので、印刷の際によりしくお願いいたします。

以上です。

49柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、新井田委員、もう一度行きますか。

50新井田委員 ありがとうございます、新井田です。

最後の72ページの推進体制、プランの推進、進捗管理というところでございますけれども、ここでの推進体制ですけれども、エコライフ協議会というのが記載されてございますが、私よく分からないのですけれども、ここは、このプランを推進する、プロモートするというかそういうことで、体制としてはどのような感じでしょうか。

また、プランの進捗管理、このPDCAを回すという、それをやるのはこの環境審議会の役割であるのですけれども、1年に4回くらいのこの集まりでそういうチェックができるものかという少し心配というかそういうことがあると思うのですけれども、いかがでございますか。この推進体制についてちょっと御説明いただければと思います。

51温暖化対策課長 ありがとうございます。

まず、エコライフ協議会につきましては、区民の方であったり事業者の方に入っていた会議体で、今ちょうどやっております環境検定であったり、カーボンマイナスコードもアクション等の実施について取り組んでいるような会議体でございまして、そこから意見をいただきながらプランの推進を図っているところでございます。そういうしっかりした会議体でございます。

また、PDCAサイクルにつきましても、この後議題で御審議いただきますが、環境基本計画に定めております指標についても毎年必ず御報告をして、御意見を伺いながら環境白書という形でまとめて、またその中で出てきた課題等あればプランであったりというふうにもまた変えていくという形で毎年回しているもので、この環境基本計画の中に定めている指標以外にも、今後はこのゼロカーボンプランの取組についても御報告して、いろいろな御意見をいただいて、改善して、スパイラルアップしていければと考えているところでございます。

52柳会長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

それでは、特にないようですので、先ほど事務局から説明がありましたようにこの本素案でパブリックコメントを実施して本日の議論を踏まえた修正案を次回の第3回環境審議

会で引き続き審議いたしまして、2月に開催予定の第4回環境審議会でのプラン案を木村区長に答申していくという段取りで進めてまいりたいと思います。

それでは、議題の1については了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(一同了承)

53柳会長 ありがとうございます。それでは、議題1は、了承いたします。

続きまして、議題の2、令和4年度江東区の環境白書(案)、これは江東区環境基本計画令和4年度実施報告について事務局から説明をお願いいたします。

54温暖化対策課長 それでは、令和4年度江東区の環境白書(案)、令和4年度実績報告について御説明させていただきます。

資料3-1を御覧願います。

環境基本計画の進捗管理は、45の管理指標の目標値を数値で示し、その推移及び達成状況を確認し、環境に係る施策を客観的に評価することで実施をしております。このたび令和4年度実績がまとまりましたので、本日御説明をさせていただきます。

まず、項番の1でございます。管理指標と令和4年度の実績でございます。

こちら中段の表にありますように、管理指標45本のうち目標値がある指標は39本あり、そのうち令和4年度の実績で目標値を達成した管理指標は、10本でございます。内訳は、2ページにあります表の1のとおりとなっております。

次に、達成に至らなかった指標29本のうち平成30年度の基準値よりも向上していたものは20本、低下していたものは7本、変動なし横ばいは2本でございます。それの内訳は、次ページ以降の表2から表4のとおりとなっております。

次に、資料2ページの下段にあります表3は、平成30年度の基準値と比較した際に、令和4年度の実績の数値が低下している指標となっておりますので、こちらを御説明させていただきます。

まず、指標の16、区民1人当たり1日の資源ごみ量、また、指標17、区民1人当たりの1日のごみ量につきましては、令和元年度以降新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う在宅時間の増加などの影響により増加傾向となっておりますが、令和3年度、4年度と減少には転じて、改善はしているところでございます。今後も引き続き5Rの取組の周知啓発活動を実施し、ごみ量の削減に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症により中止をしておりました指標の27、一斉清掃につきましては、令和4年度から事業を再開しましたが、参加の自粛や参加者数の抑制が見られ、参加団体数、参加者数ともに基準値と比べると下回っているところでございます。

次に、指標の34、河川BODの環境基準適合率及び指標35、DOの環境基準適合率についてでございます。本指標は、降雨の影響など年度ごとに数値の増減が見られ、令和4年度に低下した理由としましては、地球温暖化による水温の上昇とともに、記録的な大雨による川底の泥の巻き上げや市街地を浸水から守るための河川への下水放流による影響と考えてございます。現在東京都下水道局では、河川や海などの水質保全を図るため、貯

留施設や高速ろ過などの整備を進めており、排水対策に取り組んでいるところでございます。

次に、指標36、海域CODの環境基準適合率につきましては、海域3地点において年4回水質調査を実施しており、令和4年度は、全12回中11回で環境基準を満たしてございました。環境基準を満たさなかった1回は、4月の測定の1地点でしたが、3地点においては、年4回の平均値は環境基準を満たしていました。近年の平均値は、年度ごとに増減はあるものの、良好な結果とはなってございます。水環境の保全については、今後も周辺自治体と連携した広域的な会議体への参加や水質監視を継続するなど、相互協力により水質浄化に向け取り組んでまいります。

次に、指標の43、講座・イベント等の開催状況は、新型コロナウイルス感染症対策のため講座定員の縮小などを行っていたため、基準値と比較して講座回数、参加者数が、減少となっております。令和3年度と比較すると環境フェアなどの再開をはじめ講座回数、参加者数ともに増加はしており、引き続きコロナ禍前の状態へ回復できるよう目指してまいります。

なお、全ての管理指標における実績等の詳細につきましては、資料の4ページ、5ページに記載してございますので、後ほど御確認いただければと思います。

それでは、資料3ページの項番の2、重点事業と令和4年度の実績についてでございます。

重点事業は23本あり、区の主要事業を中心に区民、事業者、区が、一体となって進めることが有効な事業を選定しております。このうち目標値を持つ事業は16本あり、令和4年度実績で目標値を達成した昨年度と同様3本となっております。

なお、全ての事務事業の実績値につきましては、資料6ページ、7ページを御参照いただければと思います。

また、環境基本計画の進捗をさらにより詳しく記載をしてございます環境白書の原稿を、本日資料3-2としてお配りさせていただいております。本審議会の御審議の後、印刷製本したものは、改めて皆様へお送りをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

説明は、以上でございます。

55柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について何か御意見、御質問あればお願いいたします。よろしいでしょうか。

特に低下の管理指標の7指標について重点的にそこについて御説明がありましたけれども、コロナ禍における影響がかなり大きいということです。在宅で生活をするに伴うごみの量も増えてきているようなそういったコロナ禍状況の影響が、かなり反映されているというようなところでございます。

特段の御意見がなければ、この江東区の環境白書（案）について、特に令和4年度の実

績報告になりますけれども、了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

どうぞ、新井田委員。

56新井田委員 すみません、先ほどの新しい「ゼロカーボンシティ江東区実現プラン」の指標があります。そこに例えば43ページにHEMSとかBEMSの記載がある、これはホームエネルギーマネジメントシステムだと思うのですが、こういう少し英語が頭文字で出てくる。これをこの環境白書（案）の1番最後の参考のところにぜひ簡単にでも説明を入れておいていただくとよろしいかと思うのですが。

57温暖化対策課長 先ほどのゼロカーボンプランの。

58新井田委員 そうです、はい。

59温暖化対策課長 素案につきましては、本日はつけてはいないんですが、目次を見ていただきますと資料編という形でこれまでと同様に、新井田委員がおっしゃるように、すみません、素案の目次には書いてあるんですが、資料編ということで製本の際には文言集、やはり英語とかアルファベット難しいものがありますので、私もかなり分からない言葉ばかりなんで、ちょっとこちらについては。

60新井田委員 この「資料3-2」の「第6章 参考資料」のところに。

61温暖化対策課長 同じようなものをつけさせていただきます。

62新井田委員 全部ということはないと思うのですが、必要なものだけでも。

63柳会長 ありがとうございます。

区民に配付する資料でもありますので、横文字のものはできるだけ縦に直すように説明していただいて、分かりやすい文章をつくっていただくとよろしいかと思います。

ほかにかがででしょうか。特段ほかになれば、この議題の2については了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(一同了承)

64柳会長 ありがとうございます。

それでは、議題の2は了承いたします。

続きまして、議題の3、都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間の建設事業に係る環境影響評価書案に対する区長意見についてです。こちらにつきましても、第1回審議会で木村区長による諮問があり、内容について専門委員会で審議し、区長意見提出の日程が極めて短かったため、専門委員会での審議結果を会長にて確認した上で了承し、審議会の答申とすることを御一任いただいたものであります。この答申案文の作成につきましては、奥委員長、芦谷委員、それから長谷川委員、村上委員に短期間の間に御審議いただきました。どうもありがとうございました。

今回の会議で御報告するとしておりましたので、事務局から報告をお願いいたします。

65温暖化対策課長 それでは、都市計画高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業に係る環境影響評価書案に対する区長意見について御報告いたします。

まず初めに、このたび区長意見の取りまとめでは、短い期間でございましたが、御審議

いただきました専門委員会の奥委員長、芦谷委員、長谷川委員、村上委員に御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、資料の4を御覧願います。

まず、項番の1の概要でございます。都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業について本年6月の事業者より東京都に環境影響評価書案が提出され、東京都環境影響評価条例に基づき関係区市町村長として江東区長意見の照会がございました。本件は、6月の第1回環境審議会で区長から本審議会へ諮問があり、専門委員会において審議いただき、審議会会長の確認を経て審議会答申を区長に提出いたしました。その後、答申を踏まえた区長意見を東京都に提出をしたものでございます。

次に、2の環境影響評価書案の名称、3の事業者、4の環境影響評価の実施者につきましては、記載のとおりでございます。

次に、5の事業概要でございます。本事業は、都市高速鉄道第8号線として現在供用されている豊洲駅の豊洲3丁目から住吉駅の住吉2丁目までの延長約5.2キロメートルの区間に都市高速鉄道を建設するもので、工事予定期間は約10年を予定してございます。

2ページのほうには、事業区間の位置図を記載してございます。

3ページをお願いいたします。

次に、6の区長意見提出に係るスケジュールでございます。まず、6月に都知事より江東区長へ意見照会があり、区長から本審議会に諮問。同日付で環境審議会から専門委員会に付託、会長から御指名いただいた4名の専門委員の皆様に御審議をいただきました。また、評価書案は、6月22日から7月21日まで区の温暖化対策課窓口を含め区内9か所、東京都庁等で縦覧を実施いたしました。7月25日には、専門委員会から環境審議会へ回答があり、会長確認後、環境審議会からの答申を経て8月4日に区長意見を東京都へ提出いたしました。

次に、7の環境影響評価手続の流れでございます。今回の意見提出後、見解書、評価書と続きます。見解書につきましては、10月2日に東京都に提出され、10月18日から11月6日までを縦覧期間とするとの事前連絡を受けており、10月11日号のこうとう区報におきまして、事前周知を予定してございます。

次に、4ページをお願いいたします。

8の東京都へ提出した環境影響評価書案に対する区長意見でございます。主なものにつきましては、まず、全般事項の①で教育施設や民地への配慮を、②では交通安全対策を、④、⑤では区民の方からの苦情への真摯な対応を求めているものでございます。

次に、騒音・振動では、①で学校における騒音・振動への対策の徹底を、②では今回の評価書案では採用されなかった工事用車両の走行に伴う騒音・振動について対応するよう求めています。

次に、5ページの土壌汚染では、①、②で十分な対策をするよう求めているものでございます。

また、今回の評価書案に対しては、区長意見のほかにも都民の方から東京都へ1件意見が提出されたと東京都より情報提供がございました。そのため、今後東京都では、公述人の募集と都民の意見を聴く会の開催が予定されているとのことでしたので、本日情報提供をさせていただきます。

私からの説明報告は、以上でございます。

66柳会長 ありがとうございます。

ただいまの報告について何か御不明な点等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議題の3は以上といたします。

続きまして、議題の4、第16回江東区環境フェアの開催結果について事務局から報告をお願いいたします。

67温暖化対策課長 それでは、議題の4、第16回江東区環境フェアの開催結果について御報告をさせていただきます。

資料5を御覧願います。

本年6月4日日曜日に行いました第16回江東区環境フェアの開催結果についてでございます。

当日は、前日までの大雨等による天候が心配をされておりましたが、当日は天候に恵まれ、昨年度と比べ多くの方々に御来場をいただくことができました。開催に当たりましては、環境フェア実行委員会委員の皆様方をはじめ関係者の方々に多大なる御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。開催日時、場所、テーマは、記載のとおりでございます。

項番4の参加者数でございます。実参加者数は1,974人、延べ参加者数は9,328人でございます。実参加者数は会場にお越しいただいた方の実数で、延べ参加者数はステージ観覧や各出店ブース、抽せん会に参加いただいた方のブースごとの合計となっております。内訳は表のとおりとなっております。

項番の5ほうでは、昨年度の開催状況を記載してございます。

御報告は、以上でございます。

68柳会長 ありがとうございます。

何か御不明な点等がありましたら、お願いいたします。

江東区の環境フェアの実施に当たっては、実行委員委員長として、長谷川副会長、それから田中委員にも御協力いただいたかと思えます。どうもありがとうございました。

よろしければ、議題の4は以上といたしますが、よろしいでしょうか。

続きまして、議会の5、ゼロカーボンシティ江東区の実現に向けた包括連携協定の締結について事務局から説明をお願いいたします。

69温暖化対策課長 資料6をお願いいたします。

本年7月27日に江東区と東京ガス、東京ガスネットワークの3者でゼロカーボンシティ江東区の実現に向けた包括連携協定を締結いたしましたので、御報告をいたします。

締結式には、区から木村区長、東京ガス、東京ガスネットワークからそれぞれ役員の方に御出席いただき、ようやく協定締結となりました。

本資料は、協定締結に関する3者でのプレスリリース資料となっております。また、本日机上にも本協定の記事が掲載されているガスエネルギー新聞を参考に配付させていただきました。

今後、3者がそれぞれの有する知見や技術を生かし、人的、物的資源を有効に活用した協働による安全で安心な暮らしと将来のゼロカーボンシティ江東区実現のために、区民の意識向上、災害に強い都市機能の構築等を目指してまいります。連携事項の詳細や3者のコメントにつきましては、次ページ以降に記載がされておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

今回の協定締結では、本審議会の伊藤委員にも大変御尽力いただきました。ありがとうございました。

今後も本区では、民間事業者の方の持つ力を借りながら、一緒にゼロカーボンシティを目指してまいります。

報告は以上でございます。

70柳会長 ありがとうございました。

ただいまの報告について何か御不明な点はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議題の5は以上といたします。

続きまして、議題の6、食品ロス削減の進捗状況について担当の課から御報告をお願いいたします。

71清掃リサイクル課長 清掃リサイクル課長でございます。

資料7をお願いいたします。

食品ロス削減の進捗状況について御報告をいたします。

食品ロスの削減については、令和4年3月に改定をいたしました江東区一般廃棄物処理基本計画で重点施策としておるところでございます。これは、各自治体が作成する食品ロス削減推進計画として位置づけられており、評価指標を環境審議会に報告をするとされていることから、今般この審議会に御報告をするものでございます。

評価指標3点ございます。順次御説明をいたします。

初めに、1、ごみの中に含まれる食品ロスの量でございます。こちらは、毎年実施をしておりますごみ組成分析調査を基に燃やすごみの中に含まれる食品ロスの量を推計したものでございます。表にございますとおり令和3年度の食品ロスの総計が1万373トン、令和4年が9,617トンとなっております。令和5年度につきましては、現在進んでいる年度でございますので、年間ごみ量が確定しておりませんため、燃やすごみ中の食品ロスの量の割合のみを記載しております。

続きまして、2、食べきり協力店の数でございます。こちらは、食品ロス削減に取り組む区内の飲食店を「食べきり協力店」として登録、紹介をしている制度でございます。店

舗数につきましては、中段の表のとおり令和3年度48店舗、令和4年、令和5年54店舗となっているところでございます。

最後に3、フードドライブの実施状況及び回収量でございます。御家庭でまだ食べられるものですが不要となった食品、これを回収するフードドライブを本区におきましても実施をしております。区内2か所、こちらは区役所清掃リサイクル課と有明にございます無印良品東京有明店舗の店頭の2か所の常設の回収窓口を設置しておったところでございますが、本年1月から文化センター、スポーツセンター等15か所を加えて拡充をしたところでございます。回収した食品につきましては、区内のこども食堂運営団体やフードドライブ団体に提供しております。回収量、こちら令和3年から5年のもの下の合計欄のとおりとなっております。令和5年度につきましては、4月から8月までの実績となっております。令和4年度3,100 kilogramsの回収をしたところでございます。

食品ロスの削減ですが、まず、何よりも各御家庭で計画的な食材の購入をしていただく。また、作った料理は残さないなど使いきる、食べきるという取組を各御家庭でなさっていただくことが大切と考えております。区としては、引き続き周知、啓発を続けますとともに、それでも残って使わなくなった食品は、ごみとして捨てずにフードドライブとしてお出しいただくように区民の皆様にご案内を続けてまいりたいと思っております。

本件の御報告は、以上となります。

なお、議題にはございませんが、本日冒頭でもお知らせしましたけれども、席上に令和5年10月プラスチックの日スタートというリーフレットを配付させていただきました。これは、これまで燃やすごみとしてお出しいただいておりますプラスチック製品、例えばプラスチック製のハンガーですとかこういう食品の保存容器、また、バケツ等こういったいわゆるプラスチックの製品、これは、これまでは燃やすごみとしてお出しいただくようお願いしておりましたが、これを現在、資源として回収しております容器包装プラスチックと合わせて資源として回収を始めるものとなっております。

こちらのリーフレットにつきましては、6月に全戸配布をいたしました。また、区報の特集号を9月10日付で全戸配布いたしましたほか区内8か所での説明会、また、動画作成、ごみ収集車両、現在区内に1日約80台走っておりますが、こちらの清掃車両へのステッカーの貼付ですとかそういったものを通じて区民の皆様に周知を図ってまいったところでございます。

こちら10月からとなっておりますが、正しく言いますと10月2日月曜日から新たなプラスチックの回収ということで始めることとなります。

委員の皆様におかれましても、ぜひ分別の御協力と、あとできましたら御家族、御近所の皆様への御周知もしていただけると大変幸いです。御不明な点などありましたら、清掃リサイクル課、清掃事務所のほうにお問合せいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

私からは、以上でございます。

72柳会長 ありがとうございます。ただいまの報告について何か御不明な点等ありましたら、お願いいたします。

最後に報告されたプラスチックの日、10月からの開始について製品プラスチックとそれから容器包装プラスチックについては、透明な袋に入れて出すと。週に何日、何曜日って決まっているのでしょうか。通常の今までの燃えないごみの日ぐらいにもプラスチックの日というのは、曜日として設定されているということでしょうか。

73清掃リサイクル課長 現在、容器包装プラスチックとして週に1回、各地区で曜日違いますけれども、週に1回収をしております。この容器包装プラスチックの日を新たにプラスチックの日という形で名称を変えることで回収を行いますので、今の容器包装プラスチックと同じ日に回収、各地区も変更ありません。

74柳会長 分かりました。ほかによろしいでしょうか。

それでは、議題の6については終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了となりました。

それでは、次回の日程について事務局から報告をお願いいたします。

75温暖化対策課長 次回の日程でございます。

令和5年度の第3回環境審議会につきましては、令和5年12月21日木曜日、12月21日木曜日午後2時から場所は江東区文化センター6階、第2、第3会議室となっております。文化センター6階の第2、第3会議室でございます。後日、文書にて御案内をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

76柳会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の審議会を閉会いたしたいと思っております。活発な御議論をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、終了いたします。

午後3時16分閉会